令和４年６月５日

富山市内陸上競技指導者　各位

富山市陸上競技協会

会長　中 川　忠 昭

「令和４年度ジュニア競技力向上事業」に係る一部経費の助成について

　梅雨の候　各位には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

　また、日頃から当協会の事業へのご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

　さて、本市における陸上競技の競技力向上のため、競技者層の普及・拡大を図ると共に、小・中学生等からの一貫指導体制の確立を図ることを目指し、「ジュニア競技力向上事業」を実施いたします。その一環として、小・中学生の一貫指導に取り組んでおられる団体に、活動費の一部助成を行います。

　つきましては、助成を希望される場合は、別紙申請書にて申込みください。

　なお、予算の関係上、希望される団体全てに助成することはできませんので、ご了承ください。

記

　１　対　　象　　市内在住の小・中学生を対象とした陸上競技団体

　　　　　　　　　※　小・中学生の一貫指導を行っている団体に限る。

　２　助成金額　　７万円

　３　申請方法　　別紙、助成希望申請書を提出

　４　提出先　　富山市陸上競技協会　事務局長　中山　隆博　宛

　　　　　　　　　e-mail：tcrk\_2005@yahoo.co.jp

　５　提出期限　　令和４年６月１８日(土)　メール添付での申請可

　６　その他　　（１）申請多数の場合は、前年度落選団体を優先的に助成

　　　　　　　　　（２）助成の可否については決定次第お知らせします。

　　　　　　　　　（３）助成決定団体には、別途計画書、報告書の提出をお願いします。

　　　　　　　　　（４）不明な点がありましたら、富山市陸上競技協会事務局までお問い合わせください。

＜富山市陸上競技協会事務局＞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　e-mail：tcrk\_2005@yahoo.co.jp

**令和４年度ジュニア競技力向上事業実施要項**

富山市陸上競技協会

趣　　旨　　　本市陸上競技の競技力向上のため、競技者層の普及・拡大を図ると共に、

小・中学生のからの一貫指導体制の確立を図る。

募集対象　　　富山市内在住の小・中学生を対象に、陸上競技の普及、選手育成に取り組

んでいる団体（小・中学生の一貫指導を行っている団体に限る。）

助成内容　　　陸上競技指導に係る経費の一部

　　　　　　　・指導者交通費、施設使用料、通信費、備品購入費等

　　　　　　　・助成金額は、７万円を上限とする。

助成団体数　　　２団体を予定

・希望団体多数の場合は、抽選にて決定

・落選の団体は、次年度以降優先的に助成

募集方法　　　市内陸上競技クラブチーム宛にメール配信し、別紙申請書にて受付

提出先　　　富山市陸上競技協会　事務局長　中山　隆博　宛

　　　　　　　e-mail：tcrk\_2005@yahoo.co.jp　メール添付での申請可

申込締め切り　令和４年６月１８日（土）

　　　　　　　※別紙申請書が間に合わないようであれば、まずはご一報ください。

留意事項　　　助成団体には、以下の書類を出していただきます。

　　　　　　　①活動計画書ならびに助成金振込依頼書・・・・・・　７月３日（日）

　　　　　　　②活動報告書、収支決算書、領収書（原本）、

記録写真（全体の様子や個別の活動状況が分かるもの３～５枚程度）

・・・・　１月１５日（日）

　　　　　　　　※　活動に係る各支出の領収書は、原則「富山市陸上競技協会」宛とする。

**（別紙）**

**令和４年度ジュニア競技力向上事業　助成希望申請書**

提出期限：令和４年６月１８日（土）厳守

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 代表者情報 | 住　所 | 〒　 |
|  |
| 代表者名 | 　 |
| 連絡先 | TEL　　　　 | （　　　　　） |
| e-mail | 　　　　　　　　@ |
| 団体概要 | 所属人数※富山市在住 | 小学生 | 名 | 中学生 | 名 |
| その他（一般等） | 名 | 指導者 | 名 |
| 活動場所 |  |
| 活動日時 |  |

（備　考）

１　助成団体には所定の様式により、以下の書類を提出していただきます。

　　①　助成決定後　提出期限：令和４年７月３日（日）

・活動計画書

・予算計画書

・助成金振込依頼書

　　②　活動終了後　提出期限：令和５年１月１５日（日）

・活動報告書並びに記録写真

・収支決算書

・領収書**（原本）**

２　助成額（７万円）を超える支出については、各団体の自己負担となります。

３　支出したものについては、原則「富山市陸上競技協会」宛の領収書（原本）が必要となります。

４　活動は、令和４年４月１日以降であれば、さかのぼって実施したものでもかまいません。